

よくある質問への回答

一般事項		
No.	寄せられたご質問	市の回答
1	説明会への参加は応募資格に含まれるのか。また、説明会への参加の有無は指定管理者の選定に加味されるものなのか。	説明会への参加は応募資格には含まれないため、説明会に参加されていなくても応募して頂けます。また、説明会への参加の有無は、選定評価点には加味されません。
2	FAXで質問を送付する場合、質問書の様式は定められているのか。	定められた様式はございません。
3	質問に対する回答はいつしてもらえるのか。	質問に対する回答は、9月3日(金)を目途に回答いたします。なお、回答できるものから順次ホームページに回答を掲載していきます。
4	募集要項6頁<応募の資格>について ②高槻市～指名停止基準による指名停止期間中でないこと、とあるが、高槻市の指名登録業者でない応募出来ないのか。	高槻市の指名登録業者に登録されていなくても、応募して頂けます。
5	募集要項7頁<応募書類>について ⑧国税及び地方税の納税証明書について、国税に関しては未納がない旨の証明書(その3の3)の提出でよいか。また、地方税に関しては直近何年度分の提出が必要なのか。	国税につきましては納税証明書(その3の3)をご提出ください。また、地方税につきましては、前年度分の自治体が発行する納税証明書をご提出ください。
6	募集要項7頁<応募書類>について ⑨団体の直近四半期の収支計算書及び貸借対照表とあるが、作成していない場合は提出しなくてよいのか。	直近四半期の収支計算書等については、直近の収支状況を把握することを目的に提出を求めています。作成していない場合は提出しなくても結構です。※ただし、収支状況については別途ヒアリングさせて頂く場合がございます。
7	募集要項7頁<応募書類>について 応募書類⑮、⑯はそれぞれ直近の納付書の写しでも良いのか。	応募書類⑮⑯の申請が間に合わない場合については、労働保険料、社会保険料それぞれの納付書の写しでも構いません。
8	募集要項9頁<選定の基準>について 価格評価点の評価基準は提示額に対する提示額の割合とあるが、評価対象となる提案額は各年度の合計額または平均額のどちらになるのか。	評価対象となる提案額は4年間の平均年額(平準化した額)とします。
9	募集要項9頁<選定の基準>について 提示額の70%以下は一律とあるが評価点は何点になるのか。また、提示額どおり(100%)の提案額の場合は評価点は何点になるのか。	提示額の70%以下は一律50点です。提示額どおりの場合は35点です。
10	新型コロナウイルス感染症等の拡大により政府から営業自粛要請が出た場合、指定管理料の減額等、指定管理者に負担がかかることはあるのか。また責任の分担は、「大規模な災害等による事業の中止」で良いのか。	政府からの営業自粛要請に伴う休業等が生じた場合につきましては、本市と指定管理者との協議事項になります。なお、市立駐輪場におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による休業や指定管理料の減額等を行った実績はありません。
11	募集要項4頁<管理業務の処理に必要な経費> 毎年最低賃金上昇を見込んだ場合、年々経費の増加が想定されるが、記載されている額は毎年度の上限額となるのか。もしくは、指定期間中の年額平均として捉えればよいのか。	募集要項に記載の指定管理料は人件費上昇分を見込んで算出しており、指定期間中の年額平均の上限となる額です。
施設に関する事項		
12	現状の定期契約台数を示してほしい	【自転車定期】約250台 【原付・自二小型定期】約15台 【自二(中型・大型)定期】約5台
13	令和3年度4～6月の利用状況及び使用料収入を示してほしい	4月 入場台数(9,305台)、使用料収入(464,050円) 5月 入場台数(9,326台)、使用料収入(428,510円) 6月 入場台数(9,571台)、使用料収入(1,432,250円)
14	<管理物件一覧表> 備品と一般物品の違いは何か?また違いにより、取扱いに違いはあるのか。	基本的な考え方として、価格が3万円以上のは備品、それ以下のは一般物品となります。備品につきましては、市の備品として登録されているものになりますので、廃棄時には市との事前協議が必要になります。
15	長期滞留自転車等の処分等の費用負担を含むこととあるが、処分自体も指定管理者が行うのか。	自転車を含む長期滞留自転車等の処分業務を含めて指定管理者の負担としています。
16	現在、長期滞留自転車等はあるのか。もし、今後発生した場合は今年度中に処分するのか。	長期滞留自転車等に対しては随時対応を行っており、当該年度中に処分できるものに関しては処分する予定です。
17	施設・備品等の修繕が1件20万円未満は指定管理者負担となっているが、今後の修繕計画を示してほしい。	サイクルコンペアについては長期修繕計画に基づき随時修繕を行う予定です。
18	20万円未満の指定管理者が負担する修理修繕が年間予算より大幅に超えた場合、協議はできるのか。また、過去3年度の修理・修繕実績(内容、金額)を示してほしい。	基本的に予算の範囲内で修繕対応して頂く為、協議を行う予定はありません。過去3年度の20万円未満の修繕実績は下記のとおりです。 平成30年度 電動シャッター修繕(約15,000円)、照明器具取替(約80,000円) 令和元年度 電気錠修繕(約150,000円)、電動シャッター修繕(約200,000円) 令和2年度 消防用設備修繕(約20,000円)
19	火災保険への加入義務はあるか。	加入は任意です。
20	自主事業として飲料水等の自動販売機を設置する提案は可能か。	自主事業として自動販売機を設置する提案をしていただくことは可能です。

業務に関する事項

21	【別紙2 委託業務一覧】消防設備点検業務について 主な消防設備を示してほしい。	粉末消火器(10~20型/加圧式)15本、自動火災報知設備1式、誘導灯及び誘導標識19台、避難器具(金属製吊下げはしご)1台、屋内消火栓設備6台
22	募集要項1頁<管理業務>について 『防災、保安警備、清掃に関すること。』と記載があるが、保安警備とは『機械警備』を指すのか。また、現行の清掃員の勤務体制を示してほしい。	保安警備とは機械警備を指します。 現行の清掃業務は施設の職員が日常業務の範囲内で行っておりますので、勤務体制は定めておりません。
23	募集要項3頁<管理業務の処理体制>について 【別紙1 人員配置】に記載されている体制は現状のものなのか。休憩等で持ち場を離れる場合の交代要員の配置は必要ないか。	【別紙1】は指定期間における各施設での管理に必要な人員配置の例を示したものであり、現状の勤務体制とは異なります。 施設管理上、コアタイム中は無人時間帯がないようにしてください。ただし、トイレ等で持ち場を離れる場合の交代要員の配置は必要ありません。
24	募集要項3頁<管理業務の処理体制>について 指定管理者が職員に対して、行う研修についてどのような研修を想定しているか。	接遇研修、コンプライアンス研修、人権研修、個人情報研修、機械操作研修等を想定しています。
25	募集要項【別紙2 委託業務一覧】 指定業者の記載がない業務は、指定管理者で業者を選定していいのか。	指定業者の記載がない業務につきましては、指定管理者にて業者を選定していただいております。
26	募集要項【別紙2 委託業務一覧】 指定業者以外の委託業者をご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・機械警備業務・・・(株)東洋テック ・消防設備点検業務・・・株式会社北摂防災 ・公共建築物定期点検業務【建築物】・・・株式会社FUDO corporation ・公共建築物定期点検業務【建築設備】・・・株式会社FUDO corporation ・公共建築物定期点検業務【防火設備】・・・未定
27	募集要項3頁<その他> 定期券及び定期シールは市から指定管理者へ支給するとあるが、どのような方法で支給するのか。	指定管理者の判断により定期券等の払い出しが必要になった時点で、払出し申請書によって指定管理者から市へ払い出しの申請を行い、管理課窓口で責任者へ直接支給する予定です。
28	売上対策や利用者の利便性向上を目的とした営業時間変更について提案することはできるか。	指定管理者が必要と認める場合は、市長の承認を得た上で営業時間等を変更することは可能ですので、提案される場合は事業計画書においてお示しください。
29	管理業務仕様書 定期利用者の契約及び徴収業務 定期駐車券の解約に伴う還付金の返金処理はどのように行うのか。	現行の方法としては、予め指定管理者へ還付資金を交付し、その資金によって施設で還付申請に基づく返金処理を行っています。
30	管理業務仕様書 市の指定する日報、月報、年報の報告書の様式について示してほしい	管理課窓口で閲覧していただくことは可能です。
31	管理業務仕様書 駐車料金の納付 「現金払込書(納付書)により銀行に入金すること」とありますが、どの期間の使用料をいつまでに入金すればよいか。	当日の売上を当日又は翌日(その日が銀行の休日にあたる時はその休日の翌日)に市の指定金融機関に入金していただきます。
32	管理業務仕様書 特別業務 月報提出時にデータや資料の提出が必要とありますが、必要なデータおよび資料を示してほしい。	管理課窓口で閲覧していただくことは可能です。
33	管理業務仕様書 事業報告書 毎年度終了後30日以内に提出することについて、請求の締め関係で45日、もしくは60日以内に變更できないか。	高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に規定される事項のため、変更はできません。